

酒田市木造住宅耐震診断士派遣事業 地震等の災害から財産を守るために

市では、木造住宅耐震診断士を派遣し、地震が起きた場合の建物の耐震性を診断する事業を行います。
大地震による家屋倒壊から、生命や財産を守るために、住宅の耐震診断を受けましょう。

◆ 事業の概要 ◆

対 象 建 築 物	①対象区域は市内全域 ②平成12年5月31日以前に着工されたもの。 ③在来軸組工法、2×4工法による木造の一戸建ての住宅（床面積の2分の1を超える部分が自己の居住の用に供する併用住宅を含む）で、階数が2以下で床面積が500㎡以下のもの。
申込みのできる方	・市内に住宅を所有している方 ・市税等の滞納のない方
耐震診断費用	本人負担：10,000円（図面なしの場合：13,000円）
実施戸数	令和2年度は 20戸 実施予定です。
申込み方法等	6月1日（月）から 。先着順の受付になります。 所定の申込み用紙に記入のうえ、市建築課まで提出してください。派遣が決定しますと市から文書で日程等を連絡します。なお、本人負担の10,000円（図面なしの場合は13,000円）は耐震診断決定後に市に支払うことになります。 提出書類 ・酒田市木造住宅耐震診断士派遣申請書 ・案内図、配置図、平面図等（所有している場合）



平成28年4月 熊本地震



地震前



地震後

問合せ、申込み先	酒田市建設部建築課確認審査係
住 所	酒田市本町二丁目2-45 （市役所5階）
電 話	TEL 26-5749（直通）

耐震改修工事をお考えの方は、下記の制度も利用できます。

耐 震 改 修 補 助 内 容	<p>●木造住宅の耐震改修工事に補助制度があります。</p> <p>【耐震改修工事をする場合】 補助金額：工事費用の2分の1の額以内で、上限80万円</p> <p>【防災ベッド、耐震シェルターの設置をする場合】 補助金額：工事費用の2分の1の額以内で、上限10万円</p>
--------------------	--

年 月 日

酒田市長 宛

(郵便番号)

申込者 住所

氏名

[電話]

酒田市木造住宅耐震診断士派遣申請書

酒田市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断士の派遣を申請します。

対象住宅の概要	所在地	
	用途	
	構造 / 階数	
	床面積	
	建築着工時期	
	[建築確認年月]	
	耐震診断の履歴	
備考		
整理番号		審査欄

私は、市税の納付状況について、市が関係機関、関係部署に照会することに同意します。

※ 備考欄には、

- (1) 上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更等があった場合 その内容及び時期
- (2) 上記建物が現在空き家の場合 その旨及び使用開始予定時期
- (3) 本年度上記とは別の住宅もこの派遣事業を希望する場合 その旨及び申し込み時期などを記載してください。